

松江市 報道機関配布資料

令和 8 年 8 月 4 日

件名

市民税・県民税・森林環境税納入書の納期限の印字誤りについて

内容

個人住民税の特別徴収義務者様宛てに発送した令和 8 年度の「個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書」におきまして、印字されている「納期限」に一部誤りがあることが判明いたしました。

記

1. 納入書発送済み事業所数 5,048 事業所

2. 納期限誤印字対象月及び正誤内容

納入書	誤	正
7 月分	令和 8 年 8 月 1 2 日	令和 8 年 8 月 1 0 日
9 月分	令和 8 年 1 0 月 1 0 日	令和 8 年 1 0 月 1 3 日
1 2 月分	令和 9 年 1 月 1 3 日	令和 9 年 1 月 1 2 日
3 月分	令和 9 年 4 月 1 0 日	令和 9 年 4 月 1 2 日
4 月分	令和 9 年 5 月 1 1 日	令和 9 年 5 月 1 0 日

※7 月 22 日以降に発行した納入書は正しい納期限が印字されています。

3. 原因

令和 8 年 1 月 5 日より稼働した自治体標準準拠システムへ移行する際における納期限日の設定誤りによるものです。

4. 対応

対象となる全事業所に対し、7 月 31 日付けで、お詫びと正しい納期限を記載した訂正文書を発送しました。なお、送付済みの納入書（納期限が誤って印字されているもの）は、訂正文書に記載の正しい納期限に読み替えていただき、そのまま取扱い金融機関等でお支払いいただくことができます。

5. 再発防止策

システムの納期限を設定する際は必ず複数人によるダブルチェックを行い、またテスト印刷時、本番印刷時の検収体制を強化し、再発防止を徹底いたします。

【問い合わせ】

財政部 市民税課

担当：勝部まゆみ

電話：55-5155